

# 参議院内閣委員会議録第十一号

昭和三十二年三月二十二日(金曜日)午後二時十九分開会

出席者は左の通り。

理事

委員長

委員

10

たのに伴い、特別職の職員の一部につ

きよとして、一般職の職員との均衡を考慮して給与の改訂を行うほか、特別職の職員であつて、常勤を要する国家公務員として長期間在職した者について特別手当を支給できるようにする等のため、特別職の職員の給与に関する法律に所要の改正を加えようとするものでございます。

次に改正の要旨を御説明申上げます。

第一は 特別職の取扱のうち、額が七万二千円以上の者及び憲法調査会の委員等の、つゆる非常勤の議員に

会の委員等のいわゆる非常勤の職員につきましては、一般職の職員の給与制度改定の趣旨等からいふと、二の祭、

度引正の趣旨等にかんがみ、この賜  
給与の改訂を行わないこととし、その  
他の議員すなづけ、東宮大夫、式部長

他の職員すなれど、東宮大夫、式部長官及び秘書官の給与についてのみ、同

等の一懸念の障壁との格闘をにがり  
俸給月額を現行より若干増額すること

第二に、常勤を要する国家公務員か  
つりき続、て特別職の議員となつて者

白引き紙にて特別取扱の職員となつた者のうち国家公務員としての在職期間が

長期にわたる者に対しては、特別手当を支給することができるようになつたし  
て、新第三回同様、春明三帖の支

ました。所要在職期間、特別手当の支給額等については、他との權衡を考慮

して政令で定めることとしております。

第三に、在外公館のうち一部公使館の大司教への昇格に伴い、大使の俸給

表に公使の最低の俸給月額と同額の俸給月額を設けるため俸給表を改正いた

以上がこの法案の提案の理由でありました。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成

○委員長(鶴田得治君) 別  
なれば、次に、国家公務員  
暫定措置法等の一部を改正  
につきまして、その提案の  
要を御説明申し上げます。  
勤続期間二十五年以上で  
家公務員等に対し、整理手当  
同じ削減率の退職手当を支  
もに、日本専売公社及び  
公社の役員を国家公務員等  
定措置法の適用から除外す  
この法律案を提出した次第  
す。

次に、その改正の要点を  
します。

第一点は、二十五年以上  
家公務員等の退職手当につ  
ます。

現行国家公務員等退職手  
法によりますと、退職手  
は、定員の減少又は組織の  
これらに準ずる事由により退職  
してのみ適用されることとな  
ますが、今般、諸般の情勢  
しまして、勤続期間二十五  
たる長期勤続者が退職する  
整理退職の場合と同率の退  
給することができるることと  
た。

第二点は、日本専売公社  
信電話公社の役員を本法の

外しようとするものであります。  
昨年、日本国有鉄道法の一部改正法  
が施行せられ、同公社の役員は、国家  
公務員等退職手当暫定措置法の適用か  
ら除外せられ、その者に対する退職手  
当につきましては、運輸大臣の承認を  
受けて公社が定めることとなりまし  
た。  
ただいま議  
題等退職手当  
改正する法律案  
の理由及び概  
要について、  
退職する國  
退職の場合と  
給することと  
本電信電話  
等退職手当賃  
するため、  
なでございま  
す。  
以上がこの法律案の提出の理由及び  
その概要でござります。  
なにとぞ、御審議の上、すみやかに御  
賛成あらんことをお願いいたします。  
○委員長(鷹田得治君) 別に御発言が  
なければ、次に、雇用審議会設置法案  
を議題に供します。本案につき、御質  
疑のおありの方は、順次御発言を願い  
ます。  
○田畠金光君 大臣にお尋ねいたしま  
すが、失業対策審議会が衣がえをし  
て、雇用審議会設置法案として出てき  
たわけであります。失業対策審議会  
も、過去幾たびか答申あるいは意見書  
を出して、政府も、これに基きそれぞ  
れ施策を行なつてこられたわけであり  
ます。今回政府は、完全雇用という政  
策の建前からいって、より積極的な活  
動を期待されて、雇用審議会を設置さ  
れたわけですが、労働大臣とし  
ては、審議会の今後委員の構成等につ  
いてどう考えておられるか。これは、

従来の失業対策審議会の委員の名簿を拝見しましたが、三十名であります。今度の雇用審議会も、同じく三十名になつておりますが、従来の失業対策審議会の委員の名簿を拝見しますと、いずれも各界の代表であつて、これ以上のメンバーをそろえることは、今の労働省としては期待できないと思つておりますが、大体、メンバーはこういう人方であるのか、人員は三十名であります。要するに、広い視野に立つて今度審議会がきめられた仕事をやつしていくといたしますと、この委員のメンバー等について、相当これは比重が重くなつてくると思ひますけれども、どういうように考へておられましたよ。

業対策審議会のメンバーの方で、なつていただく方もあるうと思うのです。また、新しく選考されるものもあるうと思います。その目標は、やはり完全雇用への雇用審議会の目的を達することができると考える内容のものに進んで行くべきであると思うのです。それでは、国会の意図も相当に尊重したい、こういうふうに思つております。

○田畠金光君 そうしますと、従来の失業対策審議会の中には、国会からは代表が出ておりませんが、国会の代表も加えよう、こういふことをなんですか。

○國務大臣(松浦周太郎君) これは、法規の上にはそろ書いておりませんが、重要な課題ですから、今後十分検討したいと思つております。

○畠田金光君 十分検討するといふことはなくして、私のお尋ねしたいことは、政府は、新しい角度で、今度は従来の失業対策審議会を雇用審議会として拡大強化されたわけですね。そこで、拡大強化された雇用審議会が政府の期待に沿う活動をはかるためには、やはり審議会委員のメンバーいかんだと思うのです。そうしますと、従来の失業対策審議会委員は、広く各層の方、しかも一流の方を網羅しておるわけで、そこで、なおこれでも足りない、これを強化されるというならば、国会の代表を加えられるというお考えであるのか、はつきり承わつておきたいと思うのです。

○國務大臣(松浦周太郎君) 今、国会議員の方に入つていただきたいだかなかといふことは、今後十分検討してきたいと思うのであります。ただいま、どつちにするということは、まだきめておりません。それから、現

在の委員の方で、これはそのまま統けているたゞく方も相当あらうと思ひますが、また、新しい分野から、完全雇用への指導的な案を作られる専任者を選んでいただきたいと思うのですが、そのほかに、専門委員というのをやはりこの下に三十人設定することになつておりますから、それらの方々も、この人たちの幹事役を勤めることであります。うけれども、人選に対しましても、十分目的を達成するために意を用いたいと思つております。

○田畠金光君 完全雇用というのが現内閣の重大な政策であるとするなら、当然、雇用審議会等で各般の検討がなされましようが、それは、当然国の産業政策の問題とつながるし、あるいは財政の問題と密接な関係を持つわけなんです。そういうようなことを見ましたとき、やはり審議会で審議された事項あるいは答申されたことが直ちに政府の施策として現われてくる。そういうような権威あるものにするためにも、国会の代表等を出しておくということは、これは必要なような感じを持つわけですが、その点は、大臣としてどう考えますか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 私も同感なんですが、今はそれをどつちにするかということをきめておらぬものですから、はつきり答えかねるわけであります。それから、どういうような方向にということをさいますが、日本の完全雇用を達成するためには、何と表を入れるべきであると思うのです。いつも中小企業対策が一番大事であります。従来の委員の中には、その点が非常に乏しいわけでありますから、大体中小

企業の代表及び婦人代表といふようなものがこの中に加わっていかなければならぬのではないか、こういふうに思います。

○田畠金光君 履用審議会設置法案が通りましたならば、いつ頃政府はこれを、委員の任命等をやられて活動に移し、どういふ問題をまず履用審議会に諮問される方針であるか。同時にまた、雇用審議会の答申等については、いつ頃までに答申を期待されて、次の雇用、失業対策を進めていかれる御方針であるか。

○國務大臣(松浦周太郎君) これは、今、あれをやる、これをやると、はつきり申し上げてしまうのはどうかと思うのであります。私も、この間十分田畠さんといろいろ話し合つたことがありますから、それを実現させる方向とすれば、今の雇用問題の一番ガンになつておるのは、また、日本の産業経済発展の一番ガンになつておるのは、日本の教育制度だと思うのです。今のような教育制度では、日本の産業は発展しないと思うのです。でありますから、この文教制度の問題については、ほんとうに真剣に取り組んでいかなければならぬと思うのです。しかし、おのおの学校の経済的な問題もあることでありますから、ただちに文科を全部工科にしてしまうということはできないでありますよ。が、最終年度一年ぐらいは、技術的な養成をするというような方向にでもつていかんと、完結工科にしてしまつといふことはできぬ働き、片一方においては、三十時間のような状況ですと、いたずらに技術的な優秀工は五十五時間も六十時間全雇用にいかないです、今の状況では。以下の人ができるといふようなことに

なるわけです。でありますから、日本の完全雇用をやるためにには、何としても、私は教育の問題が一番カンだと思うのです。その次に、やはり社会保障の問題を並行しなければいかんと思うのです。労働市場を圧迫いたしておりますものは、やはり老人が職場から去らないというところにあると思うのですが。その老人が職場から去つても、生活のできるような制度を、養老年金といふか、そういう制度を作ることについては、やはり雇用の面から相当の強い意見を出していかなければならぬと思うのです。中小企業の問題は、今一度それとは別の面で、つまり雇用量を増大する面の方で、中小企業の発展策、中小企業の振興策というものが考えられなければならないというようなことを考えておりますが、今言つたようなことをます手をつけなければならぬと思いますが、こういう機会でござりますから、一つ御意見を伺つておいて、さらに参考にしたいと思っております。

題でありますから、当然主管としては文部大臣がおやりになる方が妥当ではなからうかと、こう思ふのです。それからまた、今の老人の問題、女子の問題、老人、女子が職場に進出してきて、今日の雇用市場を決めているということは、全くその通りであります。が、社会保障の問題を取り組めば、これは一方、社会保険審議会というのがありますし、この社会保険審議会としからばこれはどういうふうな関係になつていくのか。中小企業の問題を取り上げられましたが、これは、中小企業についても、また中小企業庁に中小企業審議会というのを政府は持つておられるわけです。こういうふうに、それぞれ中教審あり、社会保険審議会あり、あるいは中小企業審議会あり、こういふうな問題と、雇用、失業問題と、もちろんうちはらの関係にあることはよくわかりますが、しかば、雇用審議会がこういう広範な問題を取り上げてゆくということになれば、従来のことれらの審議会は、もう無用だということになつてくるので、こういう審議会との関係がどうなつていくのか。ここに私は問題が出てきはせぬかと思うのですが、この点を一つお聞かせ願いたいと思います。

がございましょうが、現在の日本の状況としては、このままではとても私たちは、企業が拡大され、産業構造が變つて、雇用量が増大いたしましても、今のままで完全雇用はできないと田うのです。それにまた、その完全雇用のできるほどの急激な拡大はできないと思ふんです。でありますから、一方において経済的な積極政策をとるとともに、他面においてただいまいろいろ申し上げましたような面を、総合的に完全雇用へ持つていけるような、日本国内の国力によつて行える程度の総合的な施策がこれに沿うていかなければなりません。こう思いますので、この内閣が完全雇用をやる完全雇用をやると言いましても、この雇用審議会のような機関が一つもなくては、とても私はできないと思いましたから、閣内におきましても、意見を十分述べまして、それでここにまとめたわけでござります。

○田畠金光君 そいたしますと、私が先ほどお尋ねいたしました、その他の政府の中に置かれておる審議会等とはいろいろな点で関連を持つが、今度新しく設置される雇用審議会が、第一義的には、たとえば、今お話のようないくつかの問題、教育技術の問題、それは教育制度の問題に私は触れてくると思うのですが、そういう問題等も雇用審議会が今後取り上げていくのか、また、社会保険審議会なんかでいろいろ意見を出し、あるいは諮問に答申する、まあそういうような所管に属するようなことも、広い意味の雇用問題につながつておる問題でありまするから、雇用審議会でこれを今後取り上げてやつていくという、そういう内容の審議会であるのかどうか、もう一度お聞かせ願います。

○田畠金光君 四月中ですか。  
うして来年度 三十三年度の予算に対しまして、その答申が予算編成上に役に立つようにしたい。そうでなければ目的を達することができませんから、今のところ、そういう考え方であります。  
○田畠金光君 労働大臣は、就任の早いさつの中で、生産性の向上、雇用安定対策、最低賃金制の確立、この三つを重大労働施策として取り上げられ、それを総合的に進めるという決意を表明されたわけです。で、労働大臣の労働政策に対するいわゆる松浦構造論というものが、この国会でどう具体化されるかということは、われわれ大きく期待し、注目いたしていただけですが、その具体的な現われがこの雇用審議会の設置法等になったと思うのですが、ところが、この雇用審議会設置までのいきさつを見ますと、前倉石労働大臣のもので、いわゆる雇用安定基本法が準備されていました。雇用基本法……。ところが、いつの間にかそれがなくなって、姿を消して、その代りに出てきたのが雇用審議会になつてゐるのです。先ほどの御質弁の中にもありました、完全雇用を唱えておる政府の建前からいっても、何か一つぐらいは作らなくちゃならぬ。そういうふうなことで、雇用審議会が出てきたことも、御質弁の中にもうすでに出てゐるのです。で、今の内閣は、石橋内閣の延長であり、石橋内閣の政策をそのまま踏襲するのだ、さらには、さかのぼつていくと、同じ党の中で、たまたま人が變つたにすぎない。だからして、鳩山内閣の政策も、基本的に今の内閣は受け継いでおるのだ、こういうこと

を現内閣は言われておるわけですが、とにかく倉石前労働大臣のもとで雇用基本法といふものが準備されている。そうしてこれが雇用、失業問題に対して画期的な手を打つかのところを見た。これが雇用審議会が出てきた。これは雇用審議会をただ作るということだけでは、何も一つも具体的な政策も出ていない。松浦構想は出てないのです。これはどういふことになっているのか。松浦労働大臣としては、雇用基本法、こういふよろづな考え方等をお持ちになつているのかどうか、伺いたいと思います。

○國務大臣(松浦周太郎君) 雇用基本法の問題に対しましては、私ども就任いたしましてより、一度か新聞に出たことがございますが、これは直ちに雇用安定基本法といふところへ行く準備が必要であるということに私は考えております。現在一番必要なことは、先ほど来いろいろ申し上げておりますように、雇用安定基本法に行くまでの各種の調査研究、資料の収集といふようなものが行わなければ、この完全雇用への基本的なものができ上らないものでございますから、一番私は必要なものは、この資料の収集、いろいろな検討といふようなものが必要であると思うのです。そこで、来年度のかりに予算に、雇用関係において何かやろうとするならば、これはやつぱり徹底的な調査が必要なんですね。今度の予算の中にもありますように、一千六百万円ばかりで、三十人以下の毎月勤労調査の経費を計上いたしてあります。それなんかも、今までには三千人以上しかな

かつたのです。その二十人以下のところに日本の潜在失業者、あるいは雇用関係の一番つらいところがあるのであって、そういう材料が集まつていなければ、これはできないものでありますから、倉石前労働大臣のお考えになつた点は、非常にいいことではありますけれども、その前に、まず先駆的なものは、審議会のよろ、なものを作つて、いろいろな案を立てる材料を作り上げるべきであると思うのです。

○田畠金光君 材料が集まつていないから今は材料を集める段階だ。そうしますと、前倉石労働大臣は、雇用安定基本法を事務当局に命じて立案をさせられましたが、あれは材料もないのに取り上げていきたい、こういうふうに思つております。

○国務大臣(松浦周太郎君) それは、私はその内容についてはよくわかりません。私はそういう感じを持っております。それを受け継いだわけではありません。

○田畠金光君 大臣にお尋ねいたしましたが、失業対策審議会は、設置以来六回の答申をやり、六回の意見を述べておるわけです。最近のものはここに資料としていただいておりますが、昭和三十一年十一月二十二日、昨年の十一月二十二日、ついこの間ですね、答申が出てるわけなんです。しかもこの答申の内容を見ますと、実にりつはなものであります。内閣がかわることに審議会

が名前を変えて生まれ変わってくる。今までのやつをなくして新しいものが出てくる。審議会や委員会を作れば新しく大臣になつた方は、それで仕事ができただよな感じを持つておられるのじゃないか、こう思うのですが、ところが前任の大臣までの間に幾たびかりばに審議会等が努力をされて政策が違つておるから、社会党内閣の案が政府に対し、答申の形で出されているのです。社会党内閣から自民党内閣に移つたのであるならば、それは時代の答申案を採用することは無理があり、しかも延長内閣だとお互いが言い合つておるのであら、前内閣でりつぱな答申案ができるならば、その答申を尊重するということが、当然行政能率を高める上からいつつもあり、政治が継続的に運営されるためにも必要なことではなかろうかと。こう思ひのです。どうも前内閣のときの資料が不足だということは、ちと納得いたしかねるわけですが、私の言うことが間違いでしようか。

とをうたっているわけです。最近の就業状態をみると、「大企業においては、労働生産性の向上、機械化の促進等のために、労働力の需要は生産の増加にもかかわらず、それ程延びておらず、しかもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の增加は少くなっていること。」そこでこの対等として「過当な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたということが、雇用量が伸びたのではなくて労働時間の延長とかあるいは常用労働者ではなくて臨時労働者を使つて働かしておる。そこで、そういうようなことは、やはり雇用の面からいふと、労働時間の過重な延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはあることが適当である。こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかようにお考えになりますか。こういう過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきておる、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の大をはかる道であると、こう言っておりますが、こういうような点については、労働大臣はどうお考えになつていらっしゃるか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほども

申し上げましたように、労働時間が非

常に延長されておる。大企業あるいは

その他の関係を調査いたしますと、そ

れはそこに記載してあるあります。しかしもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の增加は少くなっていること。」そこでこの対等として「過当な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたといふと、労働時間の延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはあることが適当である。こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかようにお考えになりますか。こういう過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきておる、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の大をはかる道であると、こう言っておりますが、こういうような点について

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほども

申し上げましたように、労働時間が非

常に延長されておる。大企業あるいは

その他の関係を調査いたしますと、そ

れはそこにも記載してあるあります。しかしもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の增加は少くなっていること。」そこでこの対等として「過当な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたといふと、労働時間の延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはあることが適当である。こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかようにお考えになりますか。こういう過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきておる、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の大をはかる道であると、こう言っておりますが、こういうような点について

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほども

申し上げましたように、労働時間が非

常に延長されておる。大企業あるいは

その他の関係を調査いたしますと、そ

れはそこにも記載してあるあります。しかしもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の增加は少くなっていること。」そこでこの対等として「過当な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたといふと、労働時間の延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはあることが適當である。こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかのようにお考えになりますか。こういう過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきておる、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の大をはかる道であると、こう言っておりますが、こういうような点について

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほども

申し上げましたように、労働時間が非

常に延長されておる。大企業あるいは

その他の関係を調査いたしますと、そ

れはそこにも記載してあるあります。しかしもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の增加は少くなっていること。」そこでこの対等として「過当な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたといふと、労働時間の延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはあることが適當である。こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかのようにお考えになりますか。こういう過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきておる、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の大をはかる道であると、こう言っておりますが、こういうような点について

○國務大臣(松浦周太郎君) 先ほども

申し上げましたように、労働時間が非

常に延長されておる。大企業あるいは

その他の関係を調査いたしますと、そ

れはそこにも記載してあるあります。しかしもその需要の充足が、労働時間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働者の增加は少くなっていること。」そこでこの対等として「過当な労働時間の延長、あるいは変則的な臨時労働者の増加等によって正常な雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。」このように大企業等においては生産が伸びてきているが、その生産が伸びたといふと、労働時間の延長やあるいは変則的な臨時労働者の採用は、極力やめるような行政指導をはあることが適當である。こう考えておりますが、この点について、労働大臣はいかのようにお考えになりますか。こういう過重な労働時間の延長とか、あるいは臨時労働者が非常に多くなってきておる、これをやめさせることが正常な雇用関係を守る、あるいは雇用の大をはかる道であると、こう言っておりますが、こういうような点について

うに持つていただきたいのでありますか直ちに今基準法のものさしで、中小企業の右翼全部ではありません、中小企業の右翼はもう組合を作つてやつておりますから、この組合との間に団体交渉をやつて、この三十人以下くらいのところが一番むずかしいところです。これが直ちに基準法のものさしで厳格にやつていきましたならば、犯罪も多くなる、経営ができなくなっちゃうんです。そこで、それを経営ができるようにするようになりますから、だんだん誘導していくべきまして、そうして後には基準法を守らせるようになりますといううのが、私は本旨だと思います。一方において、もう一つは、基準法を、臨時労働基準法の審議会がありまして、これを改正された方がいいか悪いかといふ議論も一方にありますから、そういう両方の考え方を十分とり入れていかなければならぬと思いますが、私は今基準法を変えるという考えは持っておりません。基準法に従わしめるように誘導していくべきだ、しかし、摘要主義はとらない。

金をきめた方がいい。まず最低賃金をとり上げるために、それが一番近道であるという答申に従いまして、それぞれこの実施ができますように善処していただきたい、かのように今思つております。

○田畠金光君 今の後段の御答弁で、最低賃金の実施について、地域別、業種別、職種別によつてそれぞれ実情に即してやつていく、この答申を尊重申し、それを実施に移すと言われますが、具体的にどういうことになるわけですか。

○国務大臣(松浦周太郎君) まあ業種別、地域別でありますから、それぞれの業態の種類によりまして、それも地理的関係もありますから、やはり地域によって、最低の賃金をきめて、それを実施するという場合には、地方の労働基準局、出先のわれわれの基準局もこれに關与いたしまして、協力するというふうな考え方を持つております。

○田畠金光君 日本の労働市場といふものは非常にまあ鮮明を欠くと申しますか、明確でないといわれているわけですね。この間の質問によつても明らかになりましたように、完全失業者が六十万とか七十万といわれ、あるいは不完全失業者については七百万とか一千五万ともいわれているわけで、はつきりと労働市場で一体日本の中の失業者といふのは幾ばくであるのか、明確な数字をつかむことができないわけです。これはいろいろな点からきていると思いますが、とにかく日本においてはこの雇用というものが継故採用と申しますが、継故取引というものが行われていて、この答申に従いまして、それぞれこの実施ができますように善処していただきたい、かのように今思つております。

る、正規の職業安定機関を通じて雇用、失業問題が処理されるということは非常に少ないと申しますが、十分に行われていない。従つて、雇用安定行政機構の確立が完備されていないといふ点も大きな原因だらうと思うのです。それからもう一つは、また特に日本の場合は、この家内労働というような問題が大きな比重を占めておるといふと、これはまた一つ日本の家族制度というもののからきておりましようが、非常に労働力の把握というものが困難であるわけです。それが家内労働といふような形で非常にしわ寄せを受けておる。そういうことを考へた場合に、こういう労働市場をはつきりさせるためにも、こういう零細な労働者、家内労働者、こういう人たちの賃金水準、あるいは作業条件、労働条件等のために、この際、家内労働法等の制定というものは当然とり上げられてしかるべき問題だと思うのですが、この点について労働大臣はどのようにお考えになつておられましたようか。

三千円も四千円も取れる職種もあるとうであります。が、この問題は、この解決の方法としましては、それらを内規の元請といふか、それが暴利をもつてはいるかどうかという問題です。それが安く仕上げることによつて安く市場に出しておるということになることと、この賃金を上げることによって、この種の仕事はなくなつてしまつわですね。そのところに私は非常に怒りがあると思うのです。でありますから、これらについても十分検討いたたましして、これはいづれ今御指摘になりましたよろな制度は作らなきやならぬと思うのです。けれども十分検討する必要がある。特に日本の内規労働といふものはこれは必ずいふん長い伝統の上にあります。明治初年、われわれの生まれない時代から家内労働によつて、内職によつて行われておる仕事がすいぶんあります。それらが非常な低賃金でやつておる。ある人に聞きますと、この間大阪の人間に聞いたのですが、まあ千円か五千円かせぐ、それが子供どもそれが二千円、三千円にふえる。けれども、仕事が継続されることを要望するといふのです。そういうことをいろいろ聞いてみると、これはほんとどうに考えなきやならない問題でありますから、一律一体にこうするのだ。一時間四十円だ、一時間三十円だときめることがいいか悪いかといふことで、それをきめることによつて、その種の仕事が減くなつてしまふ、そんな高いことをやるならば機械化したものにかかってしまうといふようなことになつて、仕事を減していくといふことになる大へんなことですから、最低賃金

金と家内労働の問題については、今後十分検討しなければならない。家内労働についてではまだそこまでいっておられませんが、最低賃金は、先ほど申しましたようなところで答申ができるかもしれませんから、その方向でいきたいと思つております。

○田畠金光君 そうちますと、完全雇用と政府ではおつしやつておられますのは、とにかく千円でも二千円でも働く意思を持ち、働く肉体を持つ者には働きかそら、その者がそれによつて生活できるかできないかといふのは第二の問題で、とにかく千円でも三千円でもいいから働きたい者に内職でも手をさしあげ、これが完全雇用になるわけですから問題を申し上げております。理想はもと高いものを持っております。けれども、日本の現在の実態ではそんなんですね。そういう半面があるのでね。けれども、その人は夫が二万円か三万五千円か取つておるのです。それで家の家を留守する、子供を養育するひきを見て、それだけの余裕の金を取る、という考え方の上に立つている人が多いようです。それを専門に、そんななとでは生活ができませんから、それは私はそり考えませんけれども、現在千円とか二千円とか取つておる家庭の考え方を、夫なりむすこなりが一万五千円なり二万円なり取つておる、いう家庭の人の内職であると聞いていらっしゃいます。

○田畠金光君 大臣にお尋ねいたしましたが、完全雇用といふものは、働くとによって本人並びに家族の生計を維持できるということを目指としておられるのか、それともそうじやなくて、

とにかく仕事さえ与えればいいのだが、生活の問題は別なんだ、完全雇用と政府が言っておられるのはどのことかと指しておるのか、まず定義から承わっておきたいと思います。

話がむずかしくなりまして、ちょっと  
来たらすぐというお話をだつたけれど  
も、どうも話が長くなつて困るのです  
がね。けれどもこれも一つの勉強です  
から……。完全雇用の定義はいろいろ  
あります。アメリカでやっているのは  
自家営業を含めて、有効なる雇用の幾  
会を与える状態、これはまあ完全雇用  
だと言つております。それでその他の  
完全雇用にかけあるものといたしま  
ましては、国際連合の憲章の五十五条  
もそのことや似たような意味のこと  
とを言つております。それで政府の完  
全雇用の考え方、これは一つの理想は  
ありますけれども、今申しましたよろ  
な日本の社会情勢におきまして、それ  
は七千円なり八千円なりを全部取れと  
いうことにしましたら、それが完全雇用  
の最低賃金の目標であるということ  
にしましたら、できないのです。私は當  
分できなないと思います。なぜならば、  
中小企業の方々の給与というものは非  
常に低いのです。まあ大体五百人以上  
おるんです。それで、それを八千なり  
のものの賃金から比べましたら三十  
前後のものは四割五分ぐらいです。そ  
ういう統計が労働統計の中に表われて  
あるんです。それで、それを八千なり  
七千なりにして、それを基礎にして京  
済が成り立つた上に日本民族の生活が  
あるのですから、それはこの間も申

上げましたように、日本の加工貿易といふものがだんだんと進歩してくる、振興してくる。同時に国内の資源の総合開発が緒についてくるということによつて、徐々に上げられることはいいと思うのです。けれども、今直ちに一つの理論の上に立つてこうしなければいけないじゃないか、だからもう八千円なら八千円で法律を認めてしまおうじゃないかということは、私はできないと思います。これは私は信念上からそろそろ申し上げております。

○田畠金光君 いや大臣、大へん時間が長くなつて御迷惑のようですが、弘

言つて いる ような 低い のでは ない と 思う のです。それは むろん 国民 の 努力 が 必要 で あります。非常に 勤勉 な 国民 で あります から、私は 日本 の 経済 とい うものは もつと 伸びて、平均 生活 とい うものは 非常に 高くなる だろう。こ ん いうふう に 断つて お ります。またそ の 方向 で なければ 苦労 する こと が むだに な ります から、それは そ う い う 方向 に いきたい と 思つて お ります。

いま一つ、私は希望として申し上ぼ  
ておきたいことは、りっぱなこうじ  
答申が出ておるわけですから、最初に  
申し上げましたように、内閣がかわわ  
ば、従来の委員会も名前をかえて、ま  
新しいものを作つて、また新しく出登  
する。そうしてそれが答申して、実行  
できぬうちにまた大臣がかわり、内閣  
がかわっていく。こういうことをや  
っていたのでは、いつまでたっても、こ  
れは完全雇用だの労働政策というものを  
は前進せぬということです。私はそな  
だけを強く申し上げておきたいと思ふ  
のです。

もよくお読みになればわかる通り、生業対策審議会もりつぱな答申を、広範なものをしておるのであります。これでは資料が足りぬから、もう少し資料を聽き上げるのだと、こういふわけですが、問題は、政府にそれを実行するだけの用意があるかどうかということだと思います。これを実行する用意ですかあるのかどうかで、審議会の答申を進められて、まあ三十三年度の予算には計上しよう、こういう考え方ですが、当面松浦労相の労働政策の具体的な現われは、雇用審議会を作つた、これだけだと排承してよろしいかどろか、承わつておきたいと思う。

○國務大臣(松浦周太郎君) それは御測は御自由であります。

○田畠金光君 視測が不十分だとお評しになりましたが……。

○國務大臣(松浦周太郎君) 御自由であります。お考えになるのは御自由です。

○田畠金光君 自由で……。そうですが、どうもそういうような感じを深くするわけですが……。

○國務大臣(松浦周木郎君) 今御指摘になりましたよなことは、まことに重要なことであり、この案を実行するにあら、十分御趣旨のあるところを尊重いたしまして、実現に努力したいと存ります。

○委員長(龜田得治君) 速記をとります。

〔速記中止〕

○委員長(龜田得治君) 速記を始めます。

○秋山長造君 ごく簡単にお尋ねいりますが、ただいまの田畠委員との質疑応答を聞いておりまして、政府の擧げておられる完全雇用という内容が今までますますばやけてわからぬことなつたのですが、先ほどの労働大臣御答弁のように完全雇用ですと、これは結局内面的には何らこれといったのがなくして、ただ表面的に数字づら失業者を減らしていくことだけに限られているような感じを受けるのですがね、私は、やはり歐米のよう職業構成からいうて、いわゆる雇用

掲載質問にかかることになると思う。ところが日本では、その点非常に違うのではないかと思うのです。ですから完全就用といわざるもんでも、これは内容は、やはり広範にわたる問題だと思うのです。むしろ完全雇用といつても完全就用といふことの方が、日本の実情に即しておるのじゃないか、私はそう思うのです。その点は労働大臣はどうお考になりますか。

○國務大臣(松浦周太郎君) 御指摘なりましたように大体四千五百万なしで四千二百五十万の就労者の中で、七百五十万人くらいしか御指摘になましたような雇用関係のものはないのであって、あとは自家労働と申しまして、そういうたような意味のものなつておりますから、歐米のそれに比べると全く問題にならないと思うのです。しかしそうでありますと、それが、そいつたような意味のものなつておりますから、欧米のそれに比べると全く問題にならないと思うのです。しかし手もありましようが、やはりそ

は中小企業の振興対策であると思いま  
すから、中小企業に対しても本年は減  
税あるいは財政の投融資というような  
ことによつて、これを積極的にやつ  
て、さらに中小企業の振興対策として、  
機構の整備というようなことも考えな  
ければならぬと思いますが、何といつ  
ても私は日本の完全雇用を実現するた  
めには、大企業は自然に伸びて参ります  
けれども、中小企業というものは国  
の力で援助してやるのでなければ、伸  
びて参りませんから、それを伸ばすこと  
が日本の貿易を振興させるゆえんに  
もあると思いますので、それが現在の  
生産力よりも、あるいは貿易量よりも  
三割、五割とふえていけば、自然にや  
はり雇用量も増大するという考え方のもの  
となる、積極的な経済政策をとらなければ  
ならない、同時に、先ほど申しまし  
たように、経済政策だけではいけませ  
んから、今の雇用審議会のようなもの  
によつて、総合的な施策を考えるとい  
うようなことを考えております。今、  
最低賃金制を設けなければならぬと、  
その最低賃金制を基礎にして、それよ  
りはずれるものがなく、そうして完全  
雇用にいくべきであるという理論的な  
ことは、私はわかるのですけれども、  
日本の現実はそくなつてないのです。  
それをそこへ近づけるように努力する  
といふことが現段階だと思うのです。  
○秋山義造君 そうすると政府のおつ  
しやる雇用政策雇用問題といふのは、  
結局雇用の内容といふことよりも、た  
だ雇用の量をふやしていく、数をふや  
していくということに重点があるわけ  
ですか。

○秋山義造君 じゃ労働大臣も結局財用問題の解決の上で、やはり最大の陥路、最大の比重のかかるところは完全失業者と完全就業者との間に横たわる、一千万とかあるいは一千何百万とかいわれておる、いわゆる半就業状態、あるいは半失業状態、これは業種からいえば中小企業という層ですね。この層に一番問題があるということは大認めになつてゐるわけですね。そして不完全就業状態といふのを解決していかない限り、完全雇用というようなものはもう問題にならないということでも、これは当然だと思うのですが、その点もいいですか。

「務大臣（松浦周太郎君） 大企業の  
トメーションによる失業者が出て  
こいいう点であります。同じような  
状態でオートメーションの場合はそ  
なると思うのです。けれどもオート  
メーションになり良品廉価になります  
シヨンになり良品廉価になります  
市場をどんどん開拓するといふ  
なれば企業がずっと拡大されます  
、その拡大による雇用量といふも  
自然にふえてくると思うのです。  
からもう一つは、このオートメー  
ンの問題についていろいろ議論が  
のですけれども、私は自分でも  
てみておるので、かりにオー  
ーションとすることをやることによ  
て、十人のものが五人でいいとい  
となると、五人の人を雇わなく  
いい、というその事実は、オート  
ション的な機械を買うことによる  
償却にもなるでしようが、それ以  
それだけの余裕のあるということ  
産になり、また企業の拡大になり  
て、後には、前のオートメーション  
めるときよりも人を多く使うよう  
る。しかし年限がかかります。  
う一点は中小企業の問題ですが、  
は大企業はそれで私はいけると思  
です。けれども、日本の大企業と  
のは大体原料生産です。まあ基幹  
は特に原料生産ですが、原料生産  
いのですね。ですから日本の貿易  
が具体的な日程に上ってこない現  
この不完全就業者を生んでおると  
こと、全然大企業とは関係のない  
と悪循環を繰り返していくといふ  
諒は、もう断ち切ることができなか  
じやないかというように考えるの  
うが、労働大臣はその点いかがお考  
一なるか。

で、日本の國を建てようとするならば加工貿易によるものだと思います。従つてやっぱり加工貿易を増すという以外にないと思うのです。それはやっぱり近代設備によるものだと思います。日本が経済外交ももちろん必要ではござりますけれども、労賃が非常に安いですから、これが優秀な設備に置きなものができないなければならない。で、日本が経済外交ももちろん必要ではござりますけれども、労賃が非常に安いのですから、これが優秀な設備に置きかえられていきましたならば、これは関税障壁なんかの問題がありますけれども、經濟外交は必要でありますけれども、十年、十二年といふ将来のことを考えますれば決して心配したものではない。やつぱりこの石油さんのおおしやつた余力を養う根源であるといふように解釈できると思うのですよ。この現状の状況においてあまり悲観ばかりする必要はないと思うのです。やはりそれに沿った経済計画とそれによつた産業設備といふものに置きかえられていきましたならば、必ずそれはできるのじゃないか。それと同時に私はやっぱり国土の総合開発といふものは必要であると思います。ということで日本の經濟が拡大せられ、日本の經濟が完全に発達して参りましたならば、それにもちらん先ほど申しましたような社会保障が並行していくしかなければならぬ。ならば、私はそのときは、これは一定の最低賃金をきめてもいいのじやないか。けれども今五、六年の間に一律一

体の最低賃金をきめることは非常に危険である。こういうふうに私は考えております。

が失業者を出すということを言つて、いるのじやない、これは総体的に雇用量が減つていくんではない、しかも御承知のようにオートメーションをやつてえてくるだらうといふことをおつしやるが、しかしこれはオートメーションにしてもいろいろな技術の革新、改善にしても、日本の企業が自力で自主的にこういうことに手をつけて来たのならば、あるいはいろいろな関連したまた新しい企業が起つたりして、その面で雇用があふえてくるということもある。しかし日本の場合はもう全部外国のまねをして、ちつとも企画が自分で自立的に金と時間をかけて技術の革新をやって来たというものじやない。従つてこれはその生産性の向上にあるいはオートメーション化ということに関連しての雇用量の拡大ということは、比較的望めないのじやないかといふことが一つの点。それからもう一つは、この市場拡大、市場拡大ということをおっしゃるけれども、しかしこれは一而において国民の購買力の増大といふことがない限り、ただ一方的に市場拡大々々といつても、これは言うべくして不可能だと思う。だから国民のこの収入といふものがある程度保障されない限り、苦難をかえていえば、資金といふものが、ある程度保障されない限り、市場の拡大といつても程度は知れども、それはダンピングをやればとかもくだけれども、そういうことは今

日許されない、しかしそうすると市場の拡大を言うてもそれはただこの経済を拡大し、市場を拡大しということだ

ほんとうはなかなか限度があつて望めない、やっぱり購買力の拡大ということとが伴わなければだめであるといふように考へるのです。だからどうしてもただ中小企業に対する融資をふやすとか、減税をするということだけでこれがもうまかない切れぬ私は問題ではあるのかと思う。それはなるほど最低賃金制なんかをやると、これは表面的に私は失業者がおそらく一時的にはふえると思うふえると思うけれども、これは別に新しく失業者がふえるといふものじゃなくて、従来隠れておつたものがただ表面へ出るということだけなのだ。私はむしろほんとうのそういう意味での実質的な失業者といふものは徹底的に表面へ出してしまって、そしてそこから出発して、そうして日本の雇用問題、失業問題といふものと取り組まない限り、これはいつまでたってもこまかに終つてしまつて、そして失業問題といふものは永久に解決しない。決して悲觀ばかりしておるわけじゃないのだけれども、どうも大臣のおっしゃることはあんまり樂觀に過ぎる。樂觀に過ぎるといふのはいい意味での樂觀に過ぎるものならいいけれども、むしろ無責任な樂觀のような気がしてならないのですがね。で、企業の融資をふやし、経済を拡大しさえすれば、雇用問題が解決するのだったら、明治以来今日まで世界のどこの国に比べても、日本くらい国家資金を企業へ注ぎ込んできた国はなさいですよ。にもかかわらず、今日依然

として半失業状態といふものは、広範に存在している。これはこびり付いてしまつて、ちつとも改善しない。だからやがては大改革となる一方で、必ず

もつと経済政策以外の社会的な一つの力を加えて、そうして最低賃金制度なり、あるいは家内労働法なり、あるいは労働省で前に考えておられた雇用安定法なり、あるいは雇用基本法、あるいは労働基準法をもう少し施行していくとか、何かそういう一つの社会的な力を伴つた経済拡大政策がなければ、私はもうとても完全雇用なんといふようなものは言つてみるだけの夢だと思うのです。そういうようにお考えにならぬですか、もうこれで質問はやめますか。

○國務大臣（松浦周太郎君） その夢物語を実現させようと努力いたしております。

○委員長（亀田得治君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（亀田得治君） 速記を始めて。

○永岡光治君 この雇用審議会の幹事を二十人以内を置くということがありまして、その中に「関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。」ということになつておりますが、関係各省というのはどれどれの省ですか、そしてそれはどういう理由に基づいて選定したのかその根拠、それを一つ示してもらいたい。

○説明員（濱谷直蔵君） ただいまの点でございますが、御承知のように雇用問題は非常に関係する分野が広いございまして、ほとんど大蔵、通産、農林厚生省、文教関係でございますと文部

省、さらに国鉄、運輸省というように非常に関係する部門が広いわけでございますので、今回の雇用審議会設置法案におきましては、從業の件事をきら

に五名ふやして、ただいま申上げました。したような関係各省から関係の局長クラスの方々に幹事になつていただく、こういうふうに考えております。  
○永岡光治君 通信関係はなぜ入れなかつたのですか。  
○説明員(鶴谷直蔵君) ただいま申落しましたのでござります。例示として申し上げたのでございますが、もとより通信も関係がござりますから入ります。  
○委員長(亀田得治君) それでは他に御発言がなければ質疑はこれで尽きるものと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願います。  
○秋山長造君 私は社会党を代表して本法律案に賛成いたします。しかしながらこの雇用審議会を設置される前提として若干の意見と希望を申し上げたいと思うのであります。  
先般来一本委員会で雇用問題、特に政府のいわゆる完全雇用政策なるものについて各委員から詳細な質問があつたわけですが、これに対する政府側の御答弁には私ども遺憾ながらなだい今まで十分了承はできません。職業訓練として従来設置されておりました失業対策審議会から再三出しておりますところの答申の中にも、これは繰り返し日本の雇用問題、失業問題の現状、またそれに対する政府としてとるべき政策等について、相当具体的なものが出ておつたにもかかわらず、今日までほとんどの政府の政策となつて具体化されてお

らない現状でござります。特に日本の雇用問題を考える場合に一番むずかしい問題であり、また一番大きな比重を占めるのは、何と云つてもこの

完全就業者と、そして年々ふえていくとしておる完全失業者との中間に位するところの広範な不完全就業者の問題だと思うのです。現に昨年の統計を見ましても、百四十万人も雇用があるたと申しましても、そのうち毎月勤務する常備雇用者を持つところの事業場での増加数といふものは、わずかに十五五前後、だからその圧倒的な多数といふものはきわめて零細な企業での雇用にすぎない。しかもその圧倒的な比重を占める零細企業における就業状態たゞや、このいわゆる低賃金あるいは長時間労働ということでありまして、たゞえ一週間の就業時間が三四時間以上あるいは五十時間以上というような通常の状態でない、きわめて不健全な就業状態といふものが圧倒的に多数を占めている。それからまた賃金の面からいましても、自営業主にして年齢八万円以下のもの、あるいはいわゆる雇用者にして月収八千円程度以下のもの、これがほとんど一千万人前後を占めておるような状態です。この層への対策といふのがいかに緊急を要するかつまた重大であるかということを覺字が如実に物語つておるわけです。しかも、昨年来の神武景氣その他景気あるいは経済拡大といふものがこの面の改善にはほとんど役立っていないことが、いろいろな統計数字から結論づけられるわけでありまして、私どもは、この経済の拡大あるいは

生産の増強という面からしか雇用問題を考えておられない政府のこの考え方といふものは、きわめてこれは片手落ちなものであつて、こういふ政策を続けるだけでは、雇用問題の実質的な改善ということは望めないと考へるのであります。どうしてか一面において経済規模の拡大ということをやると同時に、他面においてやはりこの社会的な一つの力を持つて、この非常にくれた、そして賃金格差の非常に闊つたしかも非常に圧倒的な数と量とを占めておる、このいわゆる半失業状態あるいは不完全就業状態といふものを引き上げていくのでなければ、経済規模の拡大そのもののさえ早晚にして頭打ちになると考えるのであります。その意味におきまして、私どもは、どうしても経済規模の拡大と並行して、最低賃金制の早期実施、あるいは家内労働法の実施、さらにはまた基本的には雇用基本法、こういう制度的な裏付をはつきり打ち立てることが、日本の特殊なこの雇用問題、失業問題あるいは就業問題といふものを解決していくところの不可欠の要件であると、こう確信をいたすものであります。そういう意味におきまして、今日政府がおっしゃつておる完全雇用政策といふものは、いわばアドバルーンを上げられた、スローガンを掲げられたにすぎないので、これはあらはとんど実質的な準備とといふものはできていない。現に一番問題に先ほど申し上げるようになつております二十九人以下の雇用者を持つておる零細企業、この零細企業についての統計すらいまだにできていない、これからやらなければいかぬというような状態で、きわめて不注意な状態でござります。し

かし、いすれにいたしましても、この雇用問題というものは今日の政治にとっては最重要的問題である。与党といわば、われわれは真剣にこの問題と今後取り組んでいかなければならぬ責任を感じるわけであります。その意味におきまして、今度新たに設けられるところの雇用審議会というものは、一つ従来のようないくつかの問題を徹底的にやる。同時にまた、調査だけ終ることなくして先ほど申し上げましたような根本的な雇用問題に対する具体的な政策の立案ということを、真剣に取り組んでやつていただきたい。そうしてまた、そのためには、委員の人選等につきましても、従来の人選をただそのまま引き継ぐことではなくして、この際日本の雇用問題というもののが実能にかんがみられまして、十分新しい目地で一つ御検討を願つて、そうしてできるだけあらゆる層から有能な、しかも熱心な学識経験者をこれに網羅され、そろして政府内において、各省がそれぞれ分担しておるところの雇用関係の事務といふものも、できるだけこれに統合集中をされて、そうしてほんとうにその名前に恥じないだけの雇用審議会を作られ、またこれを運営されたいことを特に強く希望いたしまして、賛成の討論を終ります。

を離れたために、ある  
ないために親子心中、  
るといふうなことが  
これはもう政治の恥辱  
のはないと思うのでこ  
し、完全雇用といい、  
い、これを実現すること  
だと思います。幸に練  
次官を迎えております  
その御熱意と御誠意と  
申し上げておりますが  
この種の審議会が当面  
に終るというのが多く  
たわけでござりますが  
に陥ることなく、その  
貫徹することができます  
腔の折りをこめてこの  
いたします。

いは職を得られることは非常に困難な状況であります。しかしながら、完全就業といふ提唱は、家庭心中を企ててあるようでは、これに過ぎぬるに過ぎません。

の問題と取扱ふ  
者の意見を聞き  
ば、何もことな  
く審議会を作ら  
れれば、民間の  
申し上げによ  
り政務課本部に  
らも金も出る  
ればあるほど、  
十分その具合  
りますから、  
大にすぎないよ  
しましては、  
認識いたしま  
り作ります。  
○委員長(鬼  
園)として作る  
がなければ、  
めます。  
それは、  
雇用審議会を  
す。本案を原  
成の方の拳等  
「賛成者」  
○委員長(鬼  
園)ます。(よつて  
り可決すべき  
○委員長(鬼  
園)置法の一部を  
供します。

○委員長へ  
会はこれに  
された。  
する連  
託は一  
、科学  
用  
竹  
秋  
迫  
多數意  
います。  
名を付する  
両案を可と  
認めます。  
した。  
それから  
認めます。  
○委員長へ  
その他事後  
例によりこ  
いと存じま  
すか。  
における口  
により議長  
その他の事後  
例によりこ  
いと存じま  
すか。  
●委員長へ  
本院を原  
を議題に供  
の方の着手  
労働省設置  
「賛成案」  
ます。よつ  
●委員長へ  
通り可決す  
た。  
なお本院  
に於ける口  
により議長  
その他の事後  
例によりこ  
いと存じま  
すか。

これより採決法の一部を改訂します。  
電田得治君　て本案は多數の手續につきべきものと決すべき案通り可決す  
者挙手】

ることに賛成に入ります。多数でござい  
ます。をもつて原案定いたしまし  
による本会議第十二条の案による本会議  
を告書の作成、ましては、概  
しては、概  
御一任願いた  
ございません  
あります】  
御異議ないと  
決定いたしま  
ましては、概  
御一任願いた  
ございません  
ます。